

議案第50号平成29年度松戸市一般会計補正予算（第5回）
に関する附帯決議

本市議会では、これまで行財政改革の視点に立ち各種事業の見直しや廃止等を行うことで限られた財源の中、さまざまな行政課題について協議、検討を行ってきた。

本市福祉施策の中でも、「健康福祉会館」については、保健・医療・福祉サービスのより具体的な展開を図るために設置され、地域住民への総合的な保健サービスの提供、自主的な健康づくりの活動拠点、心身の発達に不安のある子どもたちとその家族への支援、障がい者が自立した社会生活が送れるよう支援するため、人のつながりを大切にした地域社会の実現に先導的な役割を担ってきた複合型福祉施設であり、福祉行政に不可欠な施設と認識している。

本施設の賃貸借契約は、平成30年3月末で期間満了となるが、本市にとって重要施策のひとつであることから、議会における議論において、かねてより施設を含め本事業の検証を行い、本契約について早い段階での検討に入るよう警鐘を鳴らしてきた経過がある。しかしながら、十分な検討もされないまま、今回の事態に至ったことには大変残念な思いがある。

これまで本施設を所管する部署によって、契約締結に向けての努力をしてきたことには一定の理解をするが、厳しい財政状況の下、市全体の公共施設再編整備を踏まえた事業の再評価、再構築の視点もなく、20年間の賃貸借で地権者に支払った賃料の積算内訳や、大規模な施設修繕費など今後出費が見込まれるとする経費について、精査されないままでの購入には、理解しがたいところもある。

事業を切れ目なく遂行するには、本件財産の取得はやむを得ないとの判断をするものの、執行部におかれては、今般の16億円を限度額とする補正予算が、議決されたことにとどまることなく、購入契約の締結までは修繕箇所や費用負担を明確にするための調査・交渉を続け、契約の適正化をはかるよう求め、以下2点について決議する。

記

- 1 過去からの経過を踏まえた上で、説明責任が果たせる契約を結ぶこと。
- 2 今後は、公共施設再編整備の課題もあることから、本市にとって最適な方法を担当部局にとどまらず全庁的に検討することで、限られた財源を有効活用すること。

平成29年12月21日